

全社民発第 307 号
平成 28 年 9 月 14 日

都道府県・指定都市
互助共励事業実施団体代表者 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長 野崎 吉康

平成 28 年度一斉改選に伴う全国民生委員互助事業退任慰労給付金の
申請・請求等について

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本年は、民生委員・児童委員の一斉改選の年にあたり、多数の委員が退任されることが予想されます。

貴会におかれましては「退任慰労給付金の申請・請求」ならびに退任に係る「永年勤続退任民生委員・児童委員表彰（全国民生委員児童委員連合会会長表彰）被表彰者推薦調書」の作成に向けて、ご準備をお進めいただいていることと拝察いたします。

つきましては、市区町村社協または市区町村民児協（以下、市区町村社協等）における給付金申請業務と被表彰者推薦書作成業務の効率化のため、両者を一体的に申請いただけるエクセルファイルの様式をお送りいたしますので、本年度の一斉改選に係る退任慰労給付金の申請・請求業務について、下記によりお取り扱いいただきたくお願い申し上げます。

記

1. 申請・請求方法

(1) 都道府県・指定都市実施団体（貴会）から本会への報告・請求

市区町村社協等より申請のあった「退任慰労給付申請明細書（一斉改選用）」（互助様式第 12 号「全国民生委員互助事業給付明細書」に代わるもの）を取りまとめ、「全国民生委員互助事業給付金報告・請求書（28 年度一斉改選用）」（互助様式第 11 号「全国民生委員互助事業給付金報告・請求書」に代わるもの）を添付して、お送りください。

（注）＊毎月の給付金報告・請求とは分けて、行ってください。

＊本会からお送りするエクセルファイルの様式をご利用ください。

＊ご記入いただいた給付金報告・請求書ならびに明細書のデータを必ず電子メールでお送りください。

＊郵送、宅配便での給付金報告・請求書（捺印あり）は、平成 28 年 12 月 15 日（木）必着でお送りください。

*電子メール、郵送分とも、締切日より遅れる場合は事前にご一報くださいますようお願いいたします。

(2) 市区町村社協等から貴会への申請にあたり、次の点について貴会より市区町村社協等にご連絡ください。

- ア 毎月の給付金申請とは分けて、行っていただきたいこと。
- イ 本会からお送りするエクセルファイルの様式をご利用いただくこと。
- ウ 様式は、お送りしたデータの「退任慰労給付申請明細書（一斉改選用）」（A=市区町村集計票、B=市区町村名簿一覧）をお使いいただくこと。
- エ 上記「退任慰労給付申請明細書（一斉改選用）」の様式をお使いいただくことにより、互助様式第8号「退任確認書」は省略できること。
- オ 本会提供のエクセルファイルを使用するにあたっては、ファイル内の⑤「一斉改選用退任慰労給付金申請書等【入力方法説明資料】」（別添）を必ずお読みいただくこと。また、計算式や様式等を絶対に変更しないこと（A=市区町村集計票、B=市区町村名簿一覧が連動しており、変更を加えると誤集計の原因となります）。
- カ 本会提供のエクセルファイルをお使いいただくと、退任慰労給付申請明細書を作成後、全民児連会長表彰「永年勤続退任民生委員・児童委員被表彰者推薦書」の作成が容易になること。市区町村の実施団体と市区町村社協もしくは市区町村民児協の間で十分調整のうえご活用いただきたいこと。

2. 全社協から実施団体に送信するエクセルファイル【様式】について

- ファイル内には次の5つのシートがあります。
 - ①給付金報告・請求書
 - ②申請明細書 A 市区町村集計票
 - ③申請明細書 B 市区町村名簿一覧
 - ④永年勤続退任民生委員・児童委員被表彰者推薦書
 - ⑤入力方法説明資料
- 入力等開始前に⑤入力方法説明資料を必ずお読みください。なお、計算式や様式等は変更しないでください。
- シート①は都道府県・指定都市互助共励事業実施団体（以下、実施団体）が全国社会福祉協議会に申請する際にご利用いただくものです。
- シート②～④は市区町村社協等にお使いいただくものです。

退任慰労給付申請明細書B（名簿一覧）に、会員氏名、民生委員・児童委員に委嘱された年月日を入力すれば、在任期間が自動計算され、給付金申請が簡易にできるとともに、在任15年以上の委員の「永年勤続退任民生委員・児童委員被表彰者推薦書（一斉改選用）」を作成することもできます。

※操作方法については⑤入力方法説明資料をご参照ください。
- なお、実施団体におかれましては、各市区町村社協等から送信された②と③をもとに、①の明細を作成・送付していただくこととなります。

3. 退任慰労給付金のスケジュールについて（予定）

(1) 申請締切り - 平成 28 年 12 月 15 日（木）

一斉改選用エクセルファイルをもとにとりまとめ、この日までに**毎月の給付金報告・請求とは区別して**本会宛に返信ください（電子メールならびに郵送）。

(2) 送金 - 平成 29 年 1 月 31 日（火）（予定）

本会より各都道府県・指定都市互助共励事業実施団体宛に、毎月の給付金とは区別して送金します。

※一斉改選に伴う退任慰労金の送金を、毎月の給付金とは別の口座に指定される場合は、口座情報について給付金報告・請求書の送付の際にあわせてご連絡ください。

4. その他

①通常の各種互助給付金の申請について

本年 11 月 30 日をもって退任される委員のうち、各種互助給付に該当する委員については、在任中に申請手続きを行っていただく必要があります。各市区町村社協等に対して、給付対象の委員の有無の確認および期限内の申請を行うこと等について、いま一度、注意喚起をお願いいたします。

なお、一般傷病見舞金については、1 か月以上の療養を必要とした傷病が対象となるため、2016 年 11 月 1 日以降に発生した傷病は対象となりませんので、ご注意ください。

ただし、公務関係の事案が発生した場合は、速やかにご相談ください。

②民生委員・児童委員活動保険の加入手続きについて

民生委員・児童委員活動保険については、新任委員の個別加入手続きは不要です。12 月 1 日改選時の委嘱数をもって全民児連にて一括して加入の手続きを行います。

* 本件に関する問い合わせ先：全国社会福祉協議会民生部 担当：井野・今井

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

Tel 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748

E-mail: z-minsei@shakyo.or.jp